

海員春闘 妥結調印式 内航交渉委員会 3月31日21時25分に合意

合意内容

- ①有効期間については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- ②基本給について、組合要求通りとする。
- ③その他の慰労金（乗船期間が3カ月を超えた場合の慰労金）について、
 - （イ）乗船期間が3カ月を超えた場合は基本給の10%相当額を支給する。ただし、3カ月を超えて15日までは基本給の5%相当額とする。
 - （ロ）乗船期間が4カ月を超えた場合は基本給の30%相当額を支給する。
 - （ハ）乗船期間が5カ月を超えた場合は基本給の50%相当額を支給する。
- ④旅費の支給基準について、組合要求通りとする。
- ⑤陸上休暇の付与について、組合要求通りとする。
- ⑥年間臨時手当は、48.0割とする（対前年比+2.0割）配分については夏期手当を24.0割、越年手当を24.0割とする。

※妥結内容の詳細は、各部門の船員しんぶん号外でお知らせします。

「海員だより」